

経済産業省「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」（第3回）

各論点に対する意見

2024年11月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会

経済法規委員会 企画部会長

大 内 政 太

時間の都合上、研究会の場ですべての論点に言及することが難しいため、書面にて意見を申し上げます。

※ページ番号は、資料3「第3回事務局説明資料」のページを表しています。

1. バーチャルオンリー株主総会（13-29ページ／89ページ）

(1) 改正の意義・目的

➤バーチャルオンリー株主総会には、主に次の利点がある。

- ・ 自然災害やパンデミックなどにより、大人数が対面で集まることが困難な状況においても、株主総会を開催することができる。
- ・ 会場費、音響機材等の設備費、警備員や誘導員等の人件費・委託費等が不要となるため、開催費用を大幅に削減できる。
- ・ 多様な働き方への対応が求められるなか、株主総会の運営スタッフの負荷軽減にもつながる。

➤かかる利点を享受するためには、法的安定性（予見可能性）の確保が前提となるため、今般の会社法改正において、開催要件を緩和したうえで会社法本体に規定を設けることにより、企業はバーチャルオンリー株主総会を一層開催しやすくなると期待される。

(2) 通信障害対策に関する要件

- 23ページのA案「通信障害対策に関する要件は必要としない」を支持する。
- 通信障害が発生せず、すべての株主が無事に議決権を行使できた場合でも、通信障害対策を講じていなかったのみを理由に決議取消事由となってしまうことには、株主総会運営の実務性および法的安定性の両面で懸念がある。

(3) その他検討すべき事項

導入時の株主意思の確認

- バーチャルオンリー株主総会を実施するための要件として、定款の定めは不要とすべきである。
- 定款規定が必須とされると、自然災害やパンデミックなどの緊急時にバーチャルオンリー株主総会を開催しようとしても、先に定款変更のためにリアルで株主総会を開催しなければならず、迅速な対応ができない恐れがあり、制度の実効性が担保されない懸念がある。
- バーチャルオンリー株主総会は、デジタルデバイド株主（インターネットを使用することに支障のある株主）にとって出席のハードルが高い一方で、これまでリアルの株主総会に出席することが難しかった遠隔地の株主が、手軽に出席できるというメリットもある。リアルの株主総会とバーチャルオンリー株主総会にはそれぞれ一長一短があり、一方についてのみ要件を加重することには疑問がある。

デジタルデバイドの株主の利益の配慮

- 「事前の書面による議決権行使を認めている企業においては、デジタルデバイドの株主への配慮に関する要件を必要としない」（25ページ）との考え方を支持する。

通信障害が発生した場合の株主総会決議取消訴訟における取扱い

- 企業が通信障害の対策を十分に行っていた場合は、通信障害に起因する株主総会決議取消事由の範囲を限定する規律（いわゆるセーフハーバールール）を設けるべきである。これにより、通信障害による決議取消しのリスクが低減され、会社がバーチャルオンリー株主総会を開催しやすくなると期待される。

2. 社債権者集会のバーチャル化（30-41ページ／89ページ）

- バーチャルオンリー型社債権者集会およびハイブリッド型社債権者集会の開催を認めることで、必要なときに、社債権者集会を機動的かつ効率的に開催し、社債権者が円滑な意思決定を行うことが可能となる。それにより、社債権者の保護が強化され、社債市場の活性化、ひいては会社による資金調達手段の多様化にもつながると期待される。
- 社債権者集会の決議は株主総会の決議と異なり、裁判所の認可を受けて初めて効力が生じることから、社債権者集会では株主総会と同等かそれ以上に柔軟な対応が認められてもよい。

3. 書面決議制度（42-49ページ／90ページ）

- 48ページのB案「非公開会社を対象に優先的に書面決議要件の緩和を検討すべき」を支持する。特にスタートアップ企業においては、新株発行等を行う際に株主総会（種類株主総会を含む）の開催手続が大きな負担になっているとの指摘がある。

5. 事業報告等と有価証券報告書の一体開示（62-75ページ／91ページ）

- 近年、サステナビリティ関連情報等の非財務情報を中心に有価証券報告書（有報）の開示項目が増加傾向にあり、また、会計基準の改正等への対応も求められている。こうしたなか、現在の株主総会の開催時期を前提として、

事業報告等と有報の一体開示を実施しようとする、開示内容・基準の相違に加え、決算・監査のスケジュールが厳しくなるため、現実的でない。

➤ 仮に株主総会の開催時期を現状よりも1か月程度後倒しする場合、以下のとおり、現状の企業実務に広範な影響が生じる。

- ・ 後発事象の開示範囲が増える。
- ・ 基準日変更の手続きが必要となる。
- ・ 役員人事が遅れる。
- ・ 剰余金の配当の時期（支払時期や受取側の収益認識時期）が変わる。
- ・ 3月末決算会社が7月以降に株主総会を開催する場合、第1四半期決算業務の繁忙期や夏休みと時期が重複する（働き方改革にも影響する）。

企業側は、現状の企業実務を大幅に見直し、業務プロセスを再構築する必要がある、追加的に負担する実務負荷の大きさは計り知れない。

➤ 以上から、一体開示の推進については企業の実務負担を十分に考慮し、実態を踏まえたバランスの取れた慎重な議論を期待する。

6. 株主総会の在り方（76-85ページ／91ページ）

(1) 会議体としての株主総会の在り方

➤ 株主総会において、重要事項に焦点を当てた株主との対話をより効果的に行う観点から、会議体としての株主総会のあり方を中長期的に再検討する必要がある。

(2) 株主総会に関する規律

➤ 今般の会社法改正において、リアルな株主総会でもバーチャル株主総会でも、株主総会当日の修正動議を禁止することを検討すべきである。

➤ 修正動議が禁止されることにより、株主総会を安定的かつ効率的に運営することができ、かつ、重要事項に焦点を当てた株主との対話をより効果的に行うこと可能になる。

- さらに、他の株主の利益を考えても、修正動議の禁止には一定の合理性がある。株主総会当日に修正動議が出された場合、事前の書面投票のみで株主総会当日に出席していない株主にとっては、議案に対する議決権行使の機会が保障されないことになり、多数の株主意思が反映されないことになる。また、他の出席株主にとっても不意打ちであり、限られた時間の中で議案への賛否について時間をかけて検討することが難しい。
- 特にバーチャル株主総会では、株主がどこからでも手軽に株主総会に出席できるのみならず、一度に複数の企業の株主総会に出席することも可能になる。また、株主自身の顔が他人に見られることもないため、修正動議提出の心理的ハードルも低い。そのため、議事運営を妨害するといった不当な目的による動議が増えることが懸念される。

7. その他の論点（86-87ページ／92ページ）

（1）責任限定契約の対象の拡大

- 現在、責任限定契約の対象となっていない業務執行取締役及び執行役についても、責任限定契約を締結できるようにすることを検討すべきである。
- 日々の業務を執行している業務執行取締役が責任限定契約を締結できるようにすることで、果敢な経営判断をすることが可能となり、企業の中長期的な成長や企業価値の向上に資する。
- 多くの上場企業においては、社外取締役を複数導入し、取締役会における会社の重要な経営判断を行っている。その判断・監督に関し責任問題が生じたときに、社内（業務執行）取締役と社外取締役との間で責任上限に関する取扱いがあまりにも異なる現在の規律は、稼ぐ力の強化という本研究会の目的に照らしても見直しが必要である。
- 責任限定契約はフルに免責するのではなく、故意・重過失がある場合には免責されず、また、軽過失の場合でも一定の報酬年限は負担する形での責任限定である。

- 責任限定契約の導入は、現行の日本の会社法では定款変更決議を要し、株主意思を経て行われるものである。株主意思で責任限定契約の導入が支持されている場合についてまで「会社法が法令でおおよそ経営人材に対する責任限定契約を禁止する」ことには違和感があり、稼ぐ力の強化に寄与する有能な経営者の登用・招聘の支障ともなり得る。

(2) 株主代表訴訟制度の見直し

- 株主代表訴訟の要件の厳格化も検討すべきである。具体的には、却下事由の見直しや、一定割合の株式保有を要件とすること（少数株主権化）などが考えられる。
- わが国の制度は国際的にみても訴訟が起こされやすい仕組みとなっており、訴えられた取締役は訴訟対応に追われ本来注力すべき業務に専念できなくなる。会社利益に反する訴訟が起こされれば、直接的にも間接的にも大きな負担を強いられる一方、欧米と違って日本にはそれに対処する制度が欠けている。会社の利益になるかならないかは、事業活動の実態を把握していない裁判所判断に完全に委ねることは難しいことから、利害関係のない社外取締役にまずは委ね、裁判所は手続審査を行うなど、株主代表制度の見直しが必要である。

(3) 株主提案権制度の見直し

- 株主提案の議決権300個要件を見直すべきである。少数株主権のうち、議決権の割合ではなく個数に着目しているのは株主提案権のみであり、他の少数株主権とのバランスを欠く。また、ほとんどの上場会社では、議決権300個は議決権1%を大幅に下回っているため、わずかな議決権しか有していない一部の株主に提案権を与えることが、株主共同の利益に資するかは疑問がある。
- 株主総会が業務・財産状況の調査者を選任できる制度（会社法第316条第2項）の見直しも検討すべきである。同制度は、会社の機密情報の不必要な外

部流出を含め、会社の内部情報に自由にアクセスする権限が濫用される懸念について何ら手当がなく、アクティビストにより濫用される懸念がある。

以 上